

令和 2 年 2 月 秋 田 市 議 会 定 例 会 提 出 案 件 目 次

番 号	件 名
1	令和 2 年度秋田市一般会計予算の件
2	令和 2 年度秋田市土地区画整理会計予算の件
3	令和 2 年度秋田市市有林会計予算の件
4	令和 2 年度秋田市市営墓地会計予算の件
5	令和 2 年度秋田市中央卸売市場会計予算の件
6	令和 2 年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件
7	令和 2 年度秋田市大森山動物園会計予算の件
8	令和 2 年度秋田市廃棄物発電会計予算の件
9	令和 2 年度秋田市病院事業債管理会計予算の件
10	令和 2 年度秋田市学校給食費会計予算の件
11	令和 2 年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件
12	令和 2 年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件
13	令和 2 年度秋田市介護保険事業会計予算の件
14	令和 2 年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件
15	令和 2 年度秋田市水道事業会計予算の件
16	令和 2 年度秋田市下水道事業会計予算の件
17	令和 2 年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件
18	令和元年度秋田市一般会計補正予算（第 5 号）の件
19	令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第 3 号）の件
20	令和元年度秋田市市有林会計補正予算（第 1 号）の件
21	令和元年度秋田市市営墓地会計補正予算（第 2 号）の件
22	令和元年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第 2 号）の件
23	令和元年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第 1 号）の件
24	令和元年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）の件
25	令和元年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第 3 号）の件
26	令和元年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）の件
27	令和元年度秋田市水道事業会計補正予算（第 2 号）の件
28	令和元年度秋田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）の件
29	令和元年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）の件
30	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
31	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件
32	秋田市文化創造館条例を設定する件
33	秋田市印鑑条例の一部を改正する件

- | | |
|----|---|
| 34 | 秋田市介護保険条例の一部を改正する件 |
| 35 | 秋田市手数料条例の一部を改正する件 |
| 36 | 秋田市旅館業法施行条例および秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する件 |
| 37 | 秋田市動物愛護管理担当職員に関する条例を設定する件 |
| 38 | 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 |
| 39 | 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件 |
| 40 | 秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する件 |
| 41 | 秋田市商工業振興条例の一部を改正する件 |
| 42 | 秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する件 |
| 43 | 秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件 |
| 44 | 秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件 |
| 45 | 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例および秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件 |
| 46 | 秋田市営住宅条例の一部を改正する件 |
| 47 | 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例および秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する件 |
| 48 | 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件 |
| 49 | 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件 |
| 50 | 公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件 |
| 51 | 包括外部監査契約を締結する件 |
| 52 | 秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件 |
| 53 | 秋田市檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 54 | 秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 55 | 秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 |
| 56 | 市道路線を認定する件 |
| 57 | 奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近こ道橋新設工事の施行に関する協定を締結する件 |
| 58 | 秋田市総合環境センター第2リサイクルプラザ火災復旧ほか工事請負契約を締結する件 |

議案第30号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成31年12月」を「令和2年12月」に改める。

附則第6項中「平成32年3月31日」を「令和3年4月30日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第31号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年12月」を「令和2年12月」に改める。

附則第5項中「平成32年3月31日」を「令和3年4月30日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第32号

秋田市文化創造館条例を設定する件

秋田市文化創造館条例を次のように設定する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化創造館条例

(設置)

第1条 本市の文化力および市民の創造力を生かして新たな価値を生み出し未来に向けた文化を創造する活動（以下「文化創造活動」という。）の拠点として、市民一人ひとりが創造力を育み、発揮する機会を提供し、もって市民協働による文化創造のまちの実現を図るため、秋田市文化創造館（以下「創造館」という。）を秋田市千秋明徳町3番16号に設置する。

(利用の許可)

第2条 別表第1に掲げる創造館の施設を専用して利用しようとする者および別表第2に掲げる創造館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、創造館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用者の資格)

第3条 別表第2に掲げる創造館の施設を利用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 創造館の設置の目的に照らし適切な内容の業務を営むことができる技術的能力および経理的基礎を有する者であること。

(2) この条例ならびに第15条および第17条の規定により定められる規則ならびにその規則の委任により定められる創造館の管理運営に関する

事項に合致するように業務を営むことが可能な者であること。

(利用料金)

第4条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、創造館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第14条の規定により創造館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内とする。

(利用料金の収受)

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金（別表第2に掲げる創造館の施設の利用料金を除く。）を創造館において公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、創造館の利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消し、もしくは利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 利用の許可条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不相当と認めるとき。

2 前項の規定に該当する場合のほか、市長は、別表第2に掲げる創造館の施設を利用する者が第3条各号に掲げる条件を具備しなくなったときは、その利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(目的外利用等の禁止)

第10条 専用利用者は、許可を受けた目的以外に創造館の施設を利用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第11条 専用利用者は、創造館の施設の利用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 創造館を利用する者は、その利用を終えたとき、又は第9条第1項もしくは第2項の規定により利用を停止されたとき、もしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 創造館を利用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、創造館の管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開

館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、創造館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 創造館における文化創造活動の企画、実施および支援ならびに市民協働による文化創造のまちの実現に資する催しの企画および運営に関すること。

(2) 創造館の利用の許可に関すること。

(3) 創造館の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。

(4) 創造館の利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関すること。

(5) 創造館の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が創造館の管理運営上必要と認める業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1 スタジオ等の利用料金（第2条、第4条関係）

施設	利用料金（限度額）	
	単位	金額
スタジオA1	1時間につき	3,850円
スタジオA2		880円
スタジオA3		2,200円
スタジオB		1,100円
コミュニティスペース	1平方メートル1時間につき	5円

備考

- 1 この表の施設欄に掲げる施設および別表第2に掲げる施設以外の施設を専用して利用する場合の利用料金の限度額は、1平方メートル1時間につき5円とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。
- 3 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。
- 4 展示等の準備又は展示物等の撤去等のため、スタジオ等の利用を許可された場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の5割に相当する額とする。

別表第2 カフェ等の利用料金（第2条—第4条関係）

施設	利用料金（限度額）		
	区分	単位	金額
カフェ	基本料金	1月につき	15,400円
	加算料金		当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額
ショップ	基本料金		15,400円
	加算料金		当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額

備考

- 1 カフェ又はショップの利用料金の限度額は、それぞれその基本料金の限度額に加算料金の限度額を加えて得た額とする。
- 2 利用期間が1月に満たない場合の基本料金は、日割りをもって計算する。
- 3 カフェ又はショップの利用に係る光熱水費は、専用利用者の負担

とする。

別表第3 附属設備の利用料金（第4条関係）

品名	単位	利用料金（限度額）
音響映像設備で規則で定めるもの	1 設備 1 日につき	8,800円の範囲内で規則で定める額
照明設備で規則で定めるもの		6,600円の範囲内で規則で定める額
舞台設備で規則で定めるもの		5,500円の範囲内で規則で定める額
その他附属設備で規則で定めるもの		4,400円の範囲内で規則で定める額

備考 この表における利用料金の限度額は、市長が特に必要があると認める場合を除き、第2条第1項の許可を受けた時間内において利用する場合の額とする。

提案理由

文化創造館を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとともに、その利用料金等を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第33号

秋田市印鑑条例の一部を改正する件

秋田市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

秋田市印鑑条例（昭和50年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「15歳未満の者および成年被後見人」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第6条第2項中「記録されている」を「記載（同法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第7条第1項第1号中「（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第12条第2項中「前項第5号」を「前項第3号および第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

印鑑登録の資格要件等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第34号

秋田市介護保険条例の一部を改正する件

秋田市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）」を「第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）」に改める。
第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 保健福祉事業

第3条の2 市は、法第115条の49の規定による保健福祉事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被保険者が要介護状態等（法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。次号において同じ。）となることを予防するために必要な事業
 - (2) 前号に掲げるもののほか、高齢者の自立の支援および要介護状態等の軽減又は悪化の防止のために必要な事業
- 2 前項に定めるもののほか、同項に規定する保健福祉事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保健福祉事業について定めるため、改正しようとするものである。

議案第35号

秋田市手数料条例の一部を改正する件

秋田市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第55号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に、「14,700円」を「16,100円」に改め、同表第56号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に、「6,400円」を「7,800円」に改め、同表第57号中「2,400円」を「2,500円」に改め、同表第65号の2中「29,000円」を「31,200円」に改め、同表第65号の3中「11,000円」を「13,200円」に改め、同表第66号中「29,000円」を「31,200円」に改め、同表第67号中「11,000円」を「13,200円」に改め、同表第67号の2中「30,000円」を「31,200円」に改め、同表第67号の3中「12,000円」を「13,200円」に改め、同表第67号の4中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表第67号の5中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表第67号の6中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表第67号の7中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表第67号の8中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表第67号の9中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表第68号および第68号の2中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表第69号および第69号の2中「2,900円」を「3,100円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、別表第3第55号の改正規定（「第4条第3項」を「第4条第2項」に改める部分に限る。）および同表第56号の改正規定（「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

提案理由

薬局の開設の許可申請に係る手数料等の適正化を図るとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第36号

秋田市旅館業法施行条例および秋田市公衆浴場法施行条例の一部を
改正する件

秋田市旅館業法施行条例および秋田市公衆浴場法施行条例の一部を次の
ように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市旅館業法施行条例および秋田市公衆浴場法施行条例の一部を
改正する条例

(秋田市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 秋田市旅館業法施行条例(平成15年秋田市条例第15号)の一部を
次のように改正する。

第5条第9号中「設備を」を「設備(以下「集毛器」という。)を」
に改め、同条第14号を同条第18号とし、同条第13号中「消毒薬、石けん
等」を「消毒液、石けんその他これに類するもの」に改め、同号を同条
第17号とし、同条第12号を同条第14号とし、同号の次に次の2号を加え
る。

(15) シャワー設備は、6月に1回以上点検するとともに、1年に1
回以上洗浄し、および消毒すること。

(16) ろ過器および消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に
作動させること。

第5条中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

(11) 集毛器は、毎日清掃し、および消毒すること。

(12) 水位計配管は、1週間に1回以上清掃し、および消毒するこ
と。

(秋田市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第2条 秋田市公衆浴場法施行条例(平成24年秋田市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第3条第12号中「設備を」を「設備(以下「集毛器」という。)を」に改め、同条第13号中「石けん又は消毒薬」を「消毒液、石けんその他これに類するもの」に改め、同条中第20号を第24号とし、第17号から第19号までを4号ずつ繰り下げ、第16号を第18号とし、同号の次に次の2号を加える。

(19) シャワー設備は、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、および消毒すること。

(20) ろ過器および消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。

第3条中第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

(15) 集毛器は、毎日清掃し、および消毒すること。

(16) 水位計配管は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。

第4条第1項中「第16号」を「第20号」に改め、同条第2項中「第20号」を「第24号」に改める。

第5条中「第18号および第20号」を「第22号および第24号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

旅館業の施設等の衛生措置の基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第37号

秋田市動物愛護管理担当職員に関する条例を設定する件

秋田市動物愛護管理担当職員に関する条例を次のように設定する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市動物愛護管理担当職員に関する条例

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の3第1項の規定に基づき、本市における動物の愛護および管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置く。

(動物愛護管理担当職員)

第2条 前条の動物愛護管理担当職員は、動物愛護管理員および動物愛護管理技術員とする。

2 動物愛護管理員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 犬および猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- (2) 動物の愛護および管理に関する広報その他の啓発活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、動物の愛護および適正な飼養のために必要な事項に関すること。

3 動物愛護管理技術員は、動物愛護管理員が行う事務を補助する。

(資格要件)

第3条 動物愛護管理担当職員は、市の職員であって、次の各号に掲げる動物愛護管理担当職員の区分に応じ、当該各号に定める資格を有するものとする。

- (1) 動物愛護管理員 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者

(2) 動物愛護管理技術員 狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第14条に規定する狂犬病予防技術員その他動物の適正な飼養および保管に関し専門的な知識を有すると市長が認める者
(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正（令和元年法律第39号）に伴い、動物愛護管理担当職員に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第38号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正（令和元年法律第26号）等に伴い、放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置の適用期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第39号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を次のように改める。

7 削除	
------	--

別表第2の2の項、9の項および11の項中「、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する情報」を削り、同表の15の項を次のように改める。

15 削除		
-------	--	--

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

提案理由

私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務の廃止に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第40号

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する件

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成8年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第6号まで」を「第7号までおよび第9号」に改める。

第5条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

第5条第1項に次の1号を加える。

(9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第9条第1項中「浄化槽管理士」の次に「（市長が指定する研修（以下「研修」という。）を3年に1回以上修了した者に限る。以下この条および次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、同条に次の1項を加える。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対して、研修の機会を確保し

なければならない。

第13条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「第7号」を「第9号」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 市長は、浄化槽保守点検業者がやむを得ない事情により、研修を3年に1回以上修了した浄化槽管理士を営業所に置くことが困難であると認める場合は、期間を定めて、第9条第1項（当該研修の修了に係る部分に限る。）の規定を適用しないことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間における改正後の秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「浄化槽管理士（市長が指定する研修（以下「研修」という。）を3年に1回以上修了した者に限る。以下この条および次条において同じ。）」とあるのは、「浄化槽管理士」とする。

提案理由

浄化槽法の一部改正（令和元年法律第40号）に伴い浄化槽管理士に対する研修の機会の確保等について定めるとともに、浄化槽保守点検業者の欠格要件を改めるため、改正しようとするものである。

議案第41号

秋田市商工業振興条例の一部を改正する件

秋田市商工業振興条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例

秋田市商工業振興条例（昭和42年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号ウ中「中心市街地又は商業地域」を「市街化区域」に、「（商業地域）」を「（中心市街地以外の市街化区域）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

提案理由

奨励措置の適用対象者の拡大を図るため、改正しようとするものである。

議案第42号

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する件

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市中心卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第2項」を「第4条第4項」に改める。

第5条第2項中「法第15条第1項」を「第6条の2第1項」に、「農林水産大臣」を「市長」に改め、「業務」の次に「（市場に出荷される取扱品目の部類に属する物品について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（卸売の業務の許可）

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称および住所

(2) 資本金又は出資の額および役員の氏名

(3) 前項の許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が、卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
 - ウ 卸売の業務の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの
- (6) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。

第7条第1項中「農林水産大臣から卸売の業務」を「市長から前条第1項」に改める。

第10条第1項中「、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して」を削り、同条第2項を削る。

第11条の次に次の5条を加える。

（卸売の業務の許可の取消し）

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第3項第2号もしくは第5号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項

の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第7条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受けならびに合併および分割)

第11条の3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人および譲受人が譲渡しおよび譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条の2第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人もしくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第11条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞な

く、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、もしくは再開し、又は廃止したとき。

(2) 第6条の2第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(事業報告書の提出)

第11条の5 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(帳簿の区分経理)

第11条の6 卸売業者は、市場における取引について、規則で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第12条第5項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

第18条の見出しを「（仲卸しの業務の許可）」に改め、同条第3項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「および前号」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とする。

第21条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「、第5号もしくは第6号」を「もしくは第5号」に、「その許可」を「同条第1項の許可」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「その許可を取消す」を「第18条第1項の許可を取り消す」に改め、同条第3項を削る。

第26条第1項中「卸売を」を「せり売又は入札の方法により卸売を」に改め、同条第3項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第26条の2第3項中「第4号」を「第3号」に改める。

第28条中「又は第3号」を削る。

第30条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第4号および同条第2項中「適格に」を「適確に」に改める。

第35条を第35条の2とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(差別的取扱いの禁止)

第35条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第36条第1項中「次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法」を「せり売もしくは入札の方法又は相対取引（1の卸売業者と1の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下同じ。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「卸売業者は、第1項各号に掲げる物品については」を「前項の規定にかかわらず、卸売業者は」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「第1項第2号に掲げる」を「卸売をする」に改め、「掲示」の次に「、インターネットの利用」を加え、同項を同条第3項とする。

第37条を次のように改める。

(売買取引の条件の公表)

第37条 卸売業者は、その取扱品目その他売買取引の条件について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日および営業時間

(2) 取扱品目

(3) 花きの引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の花きの卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容およびその額

(5) 花きの卸売に係る販売代金の支払期日および支払方法

(6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容およびその額（その交付の基準を含む。）

第38条を次のように改める。

第38条 削除

第39条の見出しを「（卸売業者による差別的取扱いの禁止等）」に改め、同条第1項中「もしくは売買参加者」を「、売買参加者その他の買受人」に改め、同条第2項中「その申込みが第45条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の」を「規則で定める」に改める。

第40条の見出しを「（仲卸業者および売買参加者以外の者への卸売の届出等）」に改め、同条第1項中「ついては」を「ついて」に、「してはならない」を「したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない」に改め、同項ただし書および各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売を行う場合には、仲卸業者および売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。

第40条第3項から第6項までを削る。

第41条の見出し中「禁止」を「届出」に改め、同条第1項中「ついては」を「ついて」に、「してはならない」を「したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない」に改め、同項ただし書および各号を削り、同条第2項から第6項までを削る。

第42条の見出し中「禁止」を「届出」に改め、同条中「法第15条第1項」を「第6条の2第1項」に、「、物品を買い受けてはならない」を「物品を買い受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない」に改める。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

第45条第2項中「法第15条第1項」を「第6条の2第1項」に改め、同条第3項第12号中「第40条第1項ただし書、」を削る。

第46条第1項中「第41条第1項第3号の規定」を「卸売業者が、電子情

報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法」に改める。

第48条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（仲卸業者の業務の規制）」を付し、同条第2項から第7項までを削る。

第49条を次のように改める。

（卸売業者以外の者からの買入れ等の届出）

第49条 仲卸業者は、市場内において、その許可に係る花きを卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第52条第1項第3号および第4号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をする物品

(4) 市場内にある物品以外の物品であって、当日卸売をするもの

第52条第2項第3号および第4号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をした物品

(4) 市場内にある物品以外の物品であって、当日卸売をしたもの

第52条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、次に掲げる事項（第37条の規定により公表した条件に係るものに限る。）について市長に報告しなければならない。

(1) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額

(2) 奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

第53条第1項中「卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない」を「、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」に改め、同項第3号および第4号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をする物品

(4) 市場内にある物品以外の物品であって、当日卸売をするもの

第53条第2項中「卸売価格を」の次に「、インターネットの利用その他の適切な方法により」を加え、同項第3号および第4号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をした物品

(4) 市場内にある物品以外の物品であって、当日卸売をしたもの

第53条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、次に掲げる事項（第37条の規定により公表した条件に係るものに限る。）について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額

(2) 奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

第54条第1項中「掲示する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」を加え、同条第2項中「卸売価格を」の次に「、インターネットの利用その他の適切な方法により」を加える。

第55条の見出しを「（卸売業者の決済の方法）」に改め、同条第1項中「および売買仕切金」を削り、同項ただし書中「又は売買仕切金」を削り、同条に次の1項を加える。

3 売買仕切金は、卸売業者と委託者との間において締結した契約に基づく支払期日および支払方法により決済を行うものとする。

第55条の2の見出しを「（売買仕切書に関する特約）」に改め、同条中「又は売買仕切金」を削り、同条第4号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（委託者以外の者からの買入れに係る決済の方法）

第55条の3 卸売業者は、委託者以外の者から物品の買入れをしたときは、当該委託者以外の者との間において締結した契約に基づく売買仕切書の送付ならびに支払期日および支払方法により決済を行うものとする。

第56条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第58条の見出しを「（買受代金の決済の方法）」に改め、同条第1項を次のように改める。

仲卸業者、売買参加者その他の買受人（以下この条において「仲卸業者等」という。）は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けたときは、当該物品の代金（買い受けた額にその10パーセントに相当する額を加えた額とする。）を卸売業者が指定した支払期日および支払方法（卸売業者があらかじめ当該仲卸業者等と決済の方法の特約をしたときは、その特約の支払期日および支払方法）により支払わなければならない。

第58条第4項第1号中「仲卸業者又は売買参加者」を「仲卸業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「支払猶予」を「決済の方法」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「できるだけ早期に支払うよう努めなければならない」を「仲卸業者が指定した支払期日および支払方法（仲卸業者と当該物品を買い受けた者との間において締結した契約がある場合は、その契約に基づく支払期日および支払方法）により支払わなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 仲卸業者は、その許可に係る花きを卸売業者以外の者から買い受けたときは、当該卸売業者以外の者との間において締結した契約に基づく支払期日および支払方法により支払わなければならない。

第60条を次のように改める。

（奨励金等の交付の届出）

第60条 卸売業者は、奨励金等を交付したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第68条第1項中「別表第4」を「別表」に改める。

第70条の次に次の1条を加える。

（指導および助言）

第70条の2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、第2章から第4章までに定める遵守すべき事項の遵守に関し必要な指導および助言をすることができる。

第71条中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、卸売業者の財産の状況が市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として規則で定める場合に該当するときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第72条第1項中「10万円」を「5万円」に改め、「科し」の次に「、第6条の2第1項の許可を取り消し」を加え、同条第2項および第3項中「10万円」を「5万円」に改め、同条第8項を削る。

第73条の2第2項を次のように改める。

2 取引委員会は、次に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 開場の期日および時間に関すること。
- (2) 卸売の業務に係る売買取引および決済の方法に関すること。
- (3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関すること。
- (4) 卸売業者に関すること。
- (5) 卸売業者以外の関係事業者に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関する事項

第73条の2中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1から別表第3までを削る。

別表第4仲卸業者市場使用料の項中「第48条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその」を「その許可に係る花きを卸売業者以外の者から」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の秋田市中心卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）又は旧条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、改正後の秋田市中心卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第15条第1項の規定による卸売の業務の許可を受けている者は、この条例の施行の日に、新条例第6条の2第1項の規定による卸売の業務の許可を受けた者とみなす。

提案理由

卸売市場法の一部改正（平成30年法律第62号）に伴い、中央卸売市場の卸売業者等の業務に関する規制を緩和するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第43号

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第56条第2項および秋田県卸売市場条例（昭和46年秋田県条例第71号。以下「県条例」という。）第3条に規定する事項ならびに」を「第13条第4項に規定する事項および」に改める。

第5条第2項中「法第58条第1項」を「第6条の2第1項」に、「秋田県知事」を「市長」に改め、「業務」の次に「（市場に出荷される取扱品目の部類に属する物品について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（卸売の業務の許可）

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称および住所

(2) 商号

(3) 法人にあつては、資本金又は出資の額および役員の名

(4) 前項の許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が、法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(2) 申請者が、卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号又は前号に該当する者があるとき。

(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める最高限度を超えることとなるとき。

第7条第1項中「秋田県知事から卸売の業務」を「市長から前条第1項」に改める。

第10条第1項中「、次項の先だって弁済を受ける権利に優先して」を削り、同条第2項を削る。

第11条の次に次の8条を加える。

(卸売の業務の許可の取消し)

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第3項第1号もしくは第3号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第7条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡しおよび譲受けならびに合併および分割)

第11条の3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人および譲受人が譲渡しおよび譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条の2第3項の規定は、第1項又は第2項の認可については準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人もしくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売の業務の相続)

第11条の4 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に行なければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の

日からその承認があった旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第6条の2第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

5 第6条の2第3項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第11条の4第1項」と読み替えるものとする。

6 第1項の承認を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第11条の5 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、もしくは再開し、又は廃止したとき。

(2) 第6条の2第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第11条の6 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(帳簿の区分経理)

第11条の7 卸売業者は、市場における取引について、規則で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

(せり人)

第11条の8 卸売業者は、市場において行う卸売のせり人を定め、その者の氏名、住所その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第11条の9 市長は、前条第1項の規定による届出に係るせり人が市場における卸売の公正を害し、又は害するおそれがある行為をしたときは、卸売のせりを行うことを制限することができる。

第13条の見出しを「（仲卸しの業務の承認）」に改め、同条第4項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第16条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「、第4号もしくは第5号」を「もしくは第4号」に、「その承認」を「同条第1項の承認」に改め、同条第2項中「その承認」を「第13条第1項の承認」に改め、同条第3項を削る。

第21条第1項中「卸売を」を「せり売又は入札の方法により卸売を」に改め、同条第4項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第22条第3項中「第4号」を「第3号」に改める。

第24条中「又は第3号」を削る。

第26条第1項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

第31条を第31条の2とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（差別的取扱いの禁止）

第31条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第32条第1項中「相対取引」の次に「（1の卸売業者と1の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「掲示」の次に「、インターネットの利用」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（売買取引の条件の公表）

第32条の2 卸売業者は、その取扱品目その他売買取引の条件について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日および営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容およびその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日および支払方法

(6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容およびその額（その交付の基準を含む。）

第33条の見出しを「（卸売業者による差別的取扱いの禁止）」に改め、同条第1項中「もしくは売買参加者」を「、売買参加者その他の買受人」に改め、同条第2項を削る。

第34条の見出しを「（仲卸業者および売買参加者以外の者への卸売の届出等）」に改め、同条第1項中「については」を「ついて」に、「してはならない」を「したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない」に改め、同項ただし書および各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売を行う場合には、仲卸業者および売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。

第34条第3項から第6項までを削り、同条の次に次の2条を加える。

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの届出）

第34条の2 卸売業者（その役員および使用人を含む。）は、第6条の2

第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(受託契約約款)

第34条の3 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託引受けについて受託契約約款を定め、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、当該受託契約約款を添えて、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 受託物品の検査、受領の通知および保管に関する事項

(2) 販売についての条件に関する事項

(3) 受託物品の事故処理に関する事項

(4) 委託手数料および費用の負担に関する事項

(5) 代金の支払に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

第36条第2項から第7項までを削り、同条の次に次の1条を加える。

(卸売業者以外の者からの買入れ等の届出)

第36条の2 仲卸業者は、市場内において、その承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第39条第1項第3号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をする物品

第39条第2項第3号を次のように改める。

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の買受人に対して当日卸売をした物品

第39条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、次に掲げる事項（第32条の2の規定により公表した条件に係るものに限る。）について市長に報告しなければならない。

(1) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額

(2) 奨励金等がある場合にあつては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

第39条の次に次の1条を加える。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第39条の2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をする物品について、規則で定める時刻までに、主要な品目の数量を、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、当日卸売をした物品について、主要な品目の卸売の数量および卸売価格を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、次に掲げる事項（第32条の2の規定により公表した条件に係るものに限る。）について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額

(2) 奨励金等がある場合にあつては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

第40条第1項中「前条第1項」を「第39条第1項」に改め、「掲示する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」を加え、同条第2項中「前条第2項」を「第39条第2項」に改め、「卸売価格を」の次に「、インターネットの利用その他の適切な方法により」を加える。

第41条の見出しを「（卸売業者の決済の方法）」に改め、同条第1項中「および売買仕切金」を削り、同項ただし書中「又は売買仕切金」を削り、同条に次の1項を加える。

3 売買仕切金は、卸売業者と委託者との間において締結した契約に基づく支払期日および支払方法により決済を行うものとする。

第41条の次に次の1条を加える。

（委託者以外の者からの買入に係る決済の方法）

第41条の2 卸売業者は、委託者以外の者から物品の買入れをしたときは、当該委託者以外の者との間において締結した契約に基づく売買仕切書の送付ならびに支払期日および支払方法により決済を行うものとする。

第42条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第43条の見出しを「（買受代金の決済の方法）」に改め、同条第1項を次のように改める。

仲卸業者、売買参加者その他の買受人（以下この条において「仲卸業者等」という。）は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けたときは、当該物品の代金（買い受けた額にその100分の8に相当する額を加えた額とする。）を卸売業者が指定した支払期日および支払方法（卸売業者があらかじめ当該仲卸業者等と決済の方法の特約をしたときは、その特約の支払期日および支払方法）により支払わなければならない。

第43条第2項中「できるだけ早期に支払うよう努めなければならない」を「仲卸業者が指定した支払期日および支払方法（仲卸業者と当該物品を買い受けた者との間において締結した契約がある場合は、その契約に基づく支払期日および支払方法）により支払わなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 仲卸業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い受けたときは、当該卸売業者以外の者との間において締結した契約に基づく支払期日および支払方法により支払わなければならない。

第45条を次のように改める。

（奨励金等の交付の届出）

第45条 卸売業者は、奨励金等を交付したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第55条の次に次の1条を加える。

(指導および助言)

第55条の2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、第2章から第4章までに定める遵守すべき事項の遵守に関し必要な指導および助言をすることができる。

第57条第1項中「10万円」を「5万円」に改め、「科し」の次に「、第6条の2第1項の許可を取り消し」を加え、同条第2項および第3項中「10万円」を「5万円」に改め、同条第7項を削る。

第59条第2項を次のように改める。

2 委員会は、次に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 開場の期日および時間に関する事。
- (2) 卸売の業務に係る売買取引および決済の方法に関する事。
- (3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関する事。
- (4) 卸売業者に関する事。
- (5) 卸売業者以外の関係事業者に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関する事項

第59条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第68条第1号中「仲卸業者」を「卸売業者に係る許可の申請等ならびに仲卸業者」に改め、同条第2号中「仲卸業者」を「卸売業者、仲卸業者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の秋田市公設地方卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）又は旧条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、改正後の秋田市公設地方卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 この条例の施行前に秋田県卸売市場条例を廃止する条例（令和元年秋田県条例第18号）による廃止前の秋田県卸売市場条例（昭和46年秋田県条例第71号）（以下「旧県条例」という。）又は旧県条例に基づく規則によってされた処分、手続その他の行為は、新条例又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定による卸売の業務の許可を受けている者は、この条例の施行の日に、新条例第6条の2第1項の規定による卸売の業務の許可を受けた者とみなす。

提案理由

卸売市場法の一部改正（平成30年法律第62号）等に伴い、公設地方卸売市場の卸売業者等の業務に関する規制を緩和するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第44号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件

秋田市道路占用等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金 額（円）
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	510
	第2種電柱		790
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		460
	第2種電話柱		730
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		46
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450
地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき	270	

		1年	
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	910
	郵便差出箱および信書便差出箱		380
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270
	外径が1メートル以上のもの		550
法第32条第1項第3号および第4号に	占用面積1平方		910

掲げる施設			メートルにつき	
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街および 地下室	階数が1の もの	1年	Aに0.005を乗 じて得た額
		階数が2の もの		Aに0.008を乗 じて得た額
		階数が3以 上のもの		Aに0.01を乗 じて得た額
	上空に設ける通路			930
	地下に設ける通路			560
	その他のもの			910
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	19
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	190
政令第7 条第1号 に掲げる 物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設 けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	190
		その他のも の	表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,900
	標識		1本につき1年	730
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につき1日	19
		その他のも の	1本につき1月	190

	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	190
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
		その他のもの		930
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき 1年		910
政令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.033を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設 および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき 1月		190
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 および同条第7号に掲げる施設				91
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以	Aに0.01を乗	

		上のもの	じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項もしくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立して存する占有物件（この条例の施行の日以後に当該許可又は協議が更新された場合を含む。以下「継続占有物件」という。）に係る令和2年度以降の占有料の額は、改正後の秋田市道路占有等に関する条例第5条の規定を適用して算定した占有料の額が当該継続占有物件に係る前年度の占有料の額（令和2年度分の占有料を算出する場合において、平成31年度中に占有を開始した継続占有物件については、実際の占有期間にかかわらず、平成31年度1年分の占有料に相当する額とする。）に1.2を乗じて得た額（以下「調整占有料額」という。）を超える場合には、同条の規定にかかわらず、当該調整占有料額とする。

提案理由

占有料の額を改定するため、改正しようとするものである。

議案第45号

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例および秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例および秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例および秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例

(秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部改正)

第1条 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例(平成25年秋田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「合算した額」の次に「(当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、当該計画に係る建築物全体の前号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額)」を加え、同条第4号中「合算した額」の次に「(当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、当該計画に係る建築物全体の第2号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額およびその非住宅部分に係る次の表又は第6号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を合算した額)」を加える。

第3条第3号中「合算した額」の次に「(変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するこ

とについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、アに掲げる額)」を加え、同条第4号中「掲げる額」の次に「(変更後の計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、アおよびウに掲げる額)」を加える。

(秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部改正)

第2条 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例(平成28年秋田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「共同住宅等の戸数の」を「延べ面積(当該向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分(廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。)の床面積を除く。)の」に改め、同号の表中「共同住宅等の戸数」を「延べ面積」に、「4戸以下」を「300平方メートル未満」に、「5戸以上15戸以下」を「300平方メートル以上2,000平方メートル未満」に、「16戸以上45戸以下」を「2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満」に、「46戸」を「5,000平方メートル」に改め、同項第5号中「共同住宅等の戸数」を「延べ面積(当該向上計画に係る共同住宅等の部分が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)」に改める。

第7条第1号中「(以下「性能基準」という。)」を削り、同条第2号中「性能基準」を「前号に掲げる基準」に、「共同住宅等の戸数の」を「延べ面積(当該共同住宅等が同号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の」に改め、同号の表中「共同住宅等の戸数」を「延べ面積」に、「4戸以下」を「300平方メートル未満」に、「5戸以上15戸以下」を「300平方メートル以上2,000平方メートル未満」に、「16戸以上45戸以下」を「2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満」に、「46戸」を「5,000平方メートル」に改め、同条第3号中「第1条第1

項第2号イ(2)およびロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)および(3)ならびにロ(2)および(3)」に改め、「(以下「仕様基準」という。)」を削り、同条第4号中「仕様基準」を「前号に掲げる基準」に、「共同住宅等の戸数の」を「延べ面積(当該共同住宅等が前号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の」に改め、同号の表中「共同住宅等の戸数」を「延べ面積」に、「4戸以下」を「300平方メートル未満」に、「5戸以上15戸以下」を「300平方メートル以上2,000平方メートル未満」に、「16戸以上45戸以下」を「2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満」に、「46戸」を「5,000平方メートル」に改め、同条第7号中「共同住宅等の戸数」を「延べ面積(当該建築物の共同住宅等の部分が省令第1条第1項第3号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正(令和元年経済産業省・国土交通省令第3号)に伴い、低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第46号

秋田市営住宅条例の一部を改正する件

秋田市営住宅条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の秋田市営住宅条例第22条の2第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

提案理由

公営住宅法の一部改正（平成29年法律第45号）に伴い、市営住宅の明渡請求に係る利息の割合を改めるため、改正しようとするものである。

議案第47号

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例および秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する件

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例および秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例および秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

(秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第1条 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例(平成5年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における次に掲げる条件による財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条の財政融資資金をいう。)の貸付けに係る利率と同一の利率(当該利率が同項の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率)とし、第1回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。

(1) 償還方法が元金均等半年賦償還であること。

(2) 償還期間が5年以内であること。

(3) 据置期間を置かないこと。

第24条第3項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率」に改める。

(秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第2条 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例（平成5年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における次に掲げる条件による財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付けに係る利率と同一の利率（当該利率が同項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率）とし、第1回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。

(1) 償還方法が元金均等半年賦償還であること。

(2) 償還期間が5年以内であること。

(3) 据置期間を置かないこと。

第24条第3項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

土地区画整理法施行令の一部改正（平成30年政令第183号）に伴い、清算金の分割徴収等に係る利子の利率を改めるため、改正しようとするものである。

議案第48号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）
の一部を次のように改正する。

別表第3中「17,958人」を「17,588人」に、「3,993.6立方メートル」
を「3,955.8立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

河辺砂子淵農業集落排水施設の廃止等に伴い、農業集落排水事業の排水
人口等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第49号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件

秋田市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市河辺砂子淵農業集落排水施設の項を削り、同表秋田市河辺三内農業集落排水施設の項中「字内沢、字三内段、字三内段ノ下、字岨ノ下」を「字岩谷袋、字内沢、字三内段、字三内段ノ下、字下モ田、字砂子淵、字岨ノ下、字高畑」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

河辺砂子淵農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第50号

公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件

次のとおり公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する定款

公立大学法人秋田公立美術大学定款（平成24年9月28日議決）の一部を次のように変更する。

第8条中「4人」を「5人」に改める。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

公立大学法人秋田公立美術大学の役員の職務の追加による役員の定数の見直しに伴い、定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第51号

包括外部監査契約を締結する件

次により包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 契約の金額 6,688,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。
- 5 契約の相手方 住所 秋田県秋田市南通築地12番36号
氏名 吉 岡 順 子
資格 公認会計士

提案理由

包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第52号

秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市東部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市東部市民サービスセンターの項第1号から第6号までおよび第8号に規定する多目的ホール、地域文化ホール、和室、洋室、調理室、陶芸工作室および読書室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市広面字釣瓶町13番地3
東部地域づくり協議会
会長 奈良 通 也
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

東部市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第53号

秋田市檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市檜山地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市檜山南中町1番9号
檜山地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 木 山 二 郎
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第54号

秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市茨島地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市茨島一丁目4番71号
茨島地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 成 田 一 廣
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第55号

秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市仁井田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市仁井田本町四丁目5番20号
仁井田地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 青 木 清
- 3 指定の期間 令和2年6月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第56号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

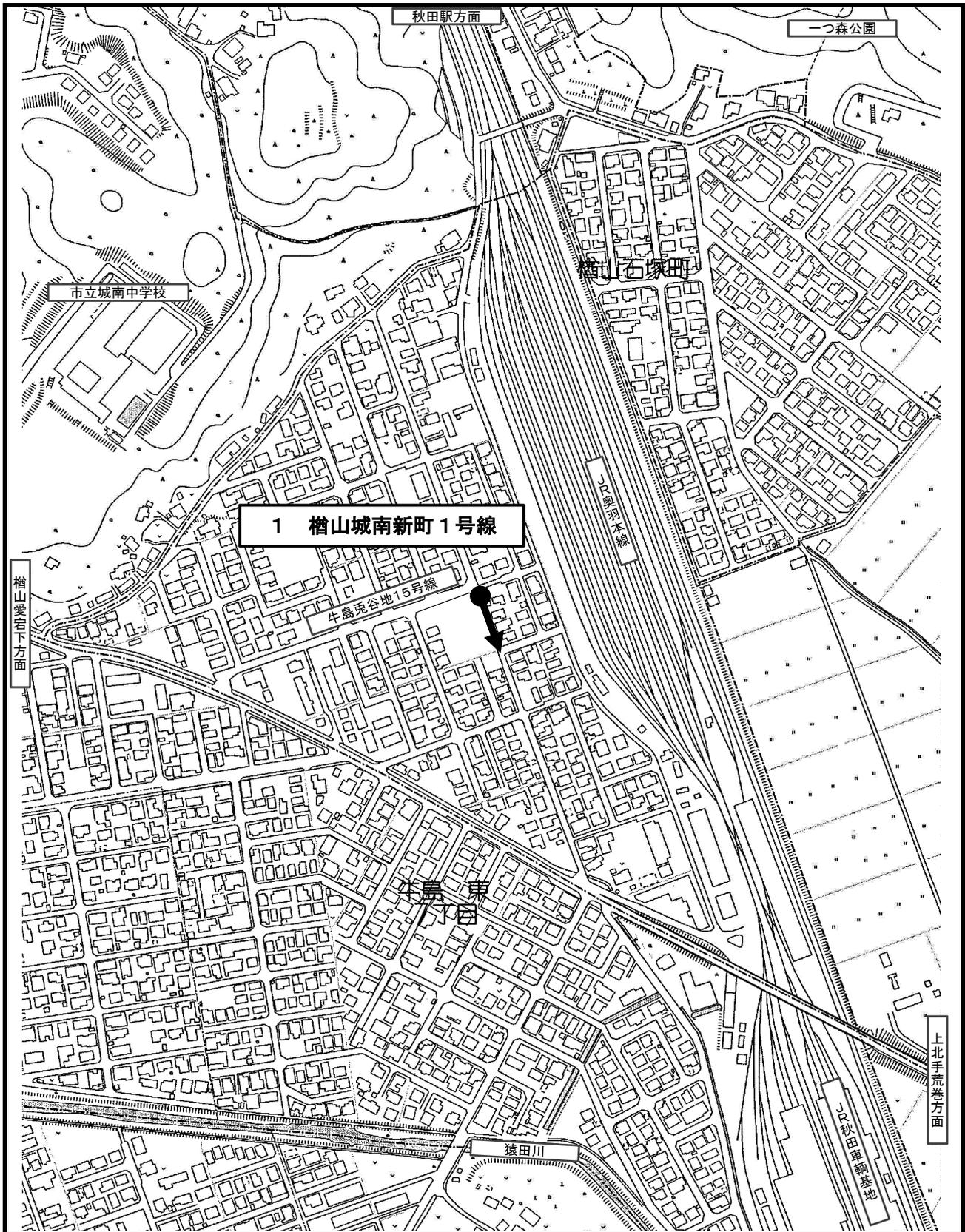
路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
檜山城南新町 1号線	檜山城南新町116番1地先		52.70	6.00
	檜山城南新町116番2地先			
外旭川三千刈 20号線	外旭川字三千刈102番1地先		50.40	6.00
	外旭川字三千刈102番5地先			

提案理由

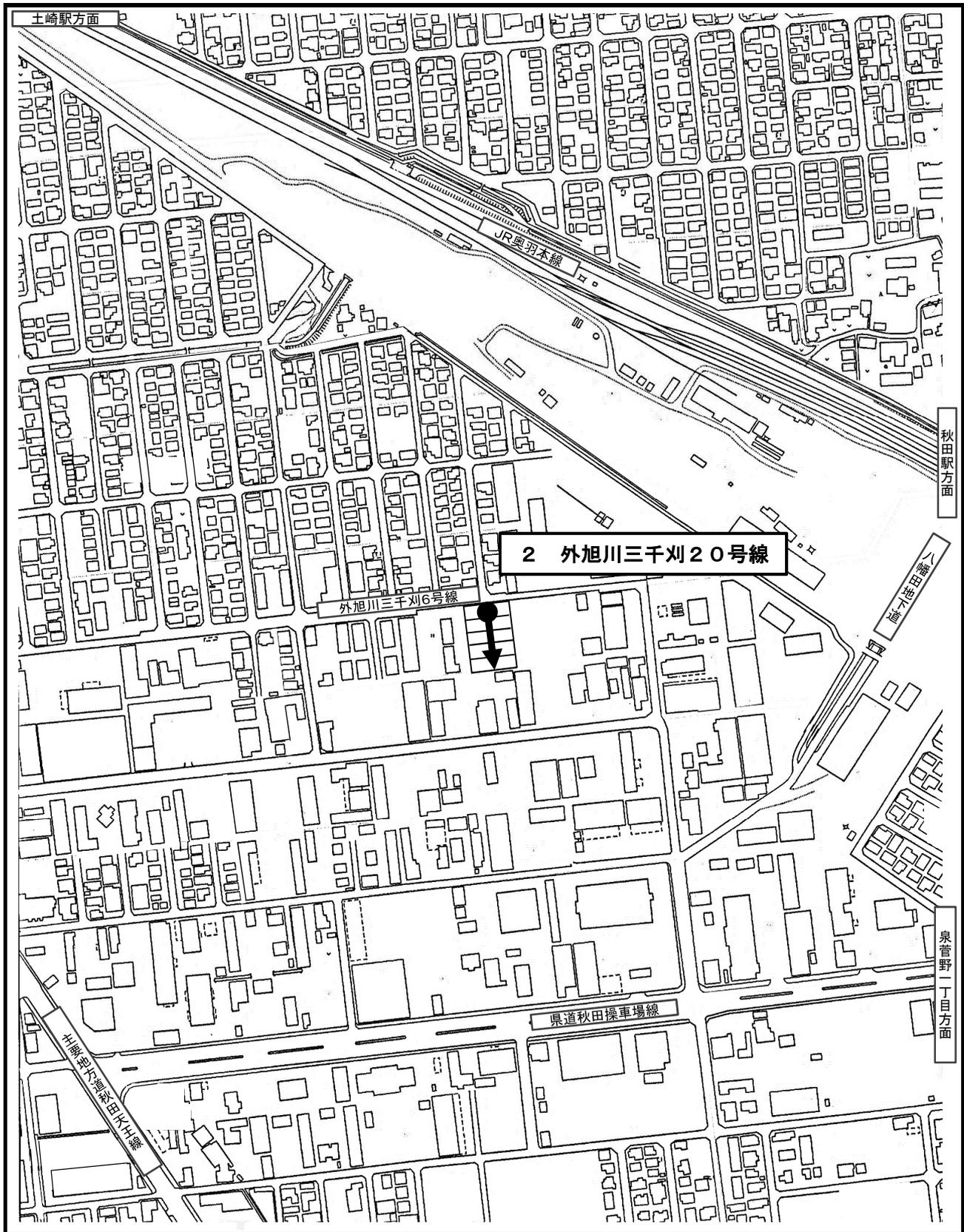
宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	檜山城南新町1号線	52.70	6.00
2	外旭川三千刈20号線	50.40	6.00
合計延長		103.10	

1 檜山城南新町1号線



外旭川三千刈20号線



議案第57号

奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近こ道橋新設工事の施行に関する協定を締結する件

次により工事施行協定を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 協 定 名 | 奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近こ道橋新設工事の施行に関する協定 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市泉菅野一丁目地内ほか |
| 3 | 協 定 金 額 | 5,879,940,000円 |
| 4 | 協定の相手方 | 秋田市中通七丁目1番1号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員秋田支社長 木 村 英 明 |

提案理由

奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近こ道橋新設工事の施行に関する協定を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第58号

秋田市総合環境センター第2リサイクルプラザ火災復旧ほか工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市総合環境センター第2リサイクルプラザ火災復旧ほか工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地3 |
| 3 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1,315,270,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都品川区大崎一丁目5番1号大崎センタービル
日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 藤 原 真 一 |

提案理由

秋田市総合環境センター第2リサイクルプラザ火災復旧ほか工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。